

カード暗証番号認証による取引特約

1. (特約の適用範囲)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)、貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。)を保有するお客さまは、当金庫の所定の機器(以下「受付機」といいます。)におけるカード暗証番号認証を第4条に定める取引に利用することができます。

2. (カード暗証番号認証)

カード暗証番号認証とは、受付機における取引について、本人であることの確認手段として、カードとカード発行口座に登録された暗証番号を用いる当金庫所定の認証方式のことをいいます。

3. (本人確認等)

カード暗証番号認証による取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、当金庫が定める方法により行うこととします。

- (1) 受付機により入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認します。
- (2) カード暗証番号認証による取引にあたっては、当該取引について正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは取引を行いません。
- (3) (1)により一致を確認のうえ取扱いを行ったときは、来店者を預金者本人とみなし、その取扱いにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) (1)の取扱いにおいて当金庫所定の回数を超えて一致の確認ができない場合には、カード暗証番号認証取引を停止させていただく場合があります。

4. (取引の種類)

カード暗証番号認証は次の取引に利用することができます。

- (1) カード発行口座からの預金の払戻し、口座振替契約等
- (2) カード発行口座と同一名義人の定期預金、定期積金の解約、書替等
- (3) カード発行口座と同一名義人のお届け内容の変更にかかる各種手続き
- (4) カード発行口座と同一名義人の口座にかかる喪失・盗難にかかる各種手続き
- (5) カード発行口座のカード再発行にかかる手続き
- (6) その他当金庫が定める取引、各種手続き

5. (利用方法等)

次によるほか、当金庫が定める方法により行うものとします。

- (1) カード暗証番号認証の対象取引は、受付機にて暗証番号を入力して、取引の依頼を行ってください。

- (2) カード暗証番号認証の対象取引は、第3条の手続による本人確認及び前項の取引の依頼が完了した時点、資金移動を伴う取引の場合はこれらに加えて取引に必要な資金を確保した時点。取引成立後の変更・取消はできません。
6. (取引内容の確認)
カード暗証番号認証による取引については、通帳への記入、またはインターネットバンキングやスマートフォンアプリによる残高照会、取引明細照会等により定期的に確認してください。
7. (カード暗証番号認証の停止)
(1) カード暗証番号認証による取引を希望されない場合は、当金庫所定の手続きにより届け出てください。
(2) 当金庫において利用が不適切と認められた場合には、利用者に通知することなくカード暗証番号認証による取引を停止することがあります。
8. (障害時等の取扱い)
停電・故障等により受付機による取扱いができない場合、その他相当の事由がある場合には、お取扱いできません。
9. (特約の適用)
この特約に定めのない事項については、普通預金規定、定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定集、定期積金規定、にっしんキャッシュカード規定、にっしんICキャッシュカード特約、ならびにその他の各預金規定および各サービスに関する規定(これらに付随する特約を含む)が適用されるものとします。
なお、これらの規定と本特約とで相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。
10. (特約の変更)
(1) この特約は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。
(2) 前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2026年2月2日現在)